

欧州規格情報

EN14682:2014 子供服のコード紐・引き紐安全規格のテクニカルレポート PD CEN/TR 17376:2019 が発行されました。

このテクニカルレポートは、欧州で販売する子供服の仕様に適用される EN14682:2014 の安全基準とその解釈を明確にするために発行されました。内容はQ&A形式で、衣料業界や市場監視機関から頻繁に寄せられる質問に対する回答となっています。小売店では広告やウェブサイト、店頭において、販売する衣類の着用例を消費者へ提案しますが、そこで適切な着用例を提案すればEN14682に適合しているにもかかわらず、「ファッション」を表現するために誤った着用例を提案していることがあります。欧州で子供服を販売する小売店は、そのようなディスプレイの場においてもEN14682:2014 および欧州一般製品安全指令（GPSD 2001/95/EC）を遵守する必要があることを再確認することが求められています。商品を適切に提案することにより、消費者や市場監視機関からの誤解を避けることもできます。

主な内容

- Q. 切りっぱなしの端（ほつれた裾）は、装飾的コード紐の一種であるフリンジとみなされますか？
A. ほつれが進行しないようにしっかりと始末することを条件に、長さが2cm以内であれば許容されます。
- Q. フードに、動物の耳や触角のような装飾的コード紐を使用しても良いですか？
A. それらは装飾的コード紐ではなく、衣類のデザインの一部に使用された小さな生地片と考えます。デザイン毎に、Annex E に従って、リスクアセスメントを行って下さい。小さな生地片が以下の条件に該当する場合は、引っ掛かりのリスクはないものとして許容されます。
a) 7.5cmを超えて突き出していないこと、且つ
b) 結べないこと、且つ
c) 付加的に装飾が付いていないこと、且つ
d) 形状と付け位置により、互いに結ぶことができないこと
- Q. スヌードのような、筒状のスカーフは許容されますか？例えば、引き紐の付いたスヌードなど。
A. EN14682では、長方形のスカーフのことは考慮していませんでした。このタイプの製品は、頭部又は頸部ゾーンの要求事項に適合しなければなりません。
- Q. 例えば、ワンピースの首回りの後ろに付いたファスナーの引手はどのように考えますか？
A. 装飾を含んだ長さが7.5cm以下であるか、ループの円周が7.5cm以下であれば許容されます。
- Q. 長袖の袖口から垂れ下がるファスナーの引手は許容されますか？ EN14682の3.7.1によると、機能的コード紐は長袖衣類の袖口から垂れ下がってはならないと要求されています。
A. ファスナーの引手は機能的コード紐ではありません。EN14682 の3.1.5に適合することを条件に、許容されます。
- Q. 歩行前の乳幼児用のプリーツに付いた蝶結びは許容されますか？
A. ソールが付いていない靴下類は、EN14682の対象です。おおよそ月齢9か月までが歩行前であり、この年齢層は動く乗り物に晒されたり、絞首の危険もありません。EN14682の3.8「衣類の他の部分」を適用してください。
- Q. 歩行前の乳幼児用以外の、装飾の付いた靴下類はどのように考えますか？
A. EN14682では、装飾の付いた靴下を考慮していませんでした。靴下類の装飾は、特にくるぶしや背後に付いていると引っ掛かりの危険があります。くるぶしより上の位置の前面及び側面、背面については EN14682の3.6.2を適用することとします。くるぶしより下の位置には引き紐及び機能的コード紐、装飾的コード紐、調整タブ及びループを使用してはならないこととします。
- Q. ダンガリー（オーバーオール）で、ショルダーストラップがウエストで固定され、そこから自由端が衣類の外側に突き出ているものがあります。これはどのように考えますか？
A. ウエストで固定するショルダーストラップは、ストラップを固定したときに突き出る自由端が2cmを超えてはならないこととします。

現在欧州では EN14682:2014の改定検討が開始されており、このテクニカルレポートの内容のいくつかは、改定後のEN14682に反映される予定です。

お問い合わせ先
(一財) カケンテストセンター 国際部
TEL: 03-3241-7309